

# 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。後発品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品が不足した場合であっても、患者様に医薬品が提供しやすくなります。

また一般名処方により、院外調剤薬局にて先発品・後発品を患者様が自由に選択いただけますが、令和6年10月より、後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を患者様が負担する仕組み（長期収載品の選定療養）が導入されています。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

新 古 賀 病 院

2025年5月1日